

TAC簿記検定講座
無料公開セミナー

連結会計入門

～仕訳で攻める！図でつかむ！～

☆ はじめに ☆

本日のセミナーでは、日商簿記2級までの学習を修了された方を対象に、日商1級の試験で頻繁に出題されている「連結会計」について紹介します。

日商2級までの学習では、個々の会社ごとに財務諸表を作成するための会計手続を学習してきました。しかし、誰もが名前を知っているような大規模な株式会社（株式を公開している会社など）では、自分の会社の財務諸表だけでなく、傘下にある子会社などを含めた「企業グループ」としての成績を報告するために「連結財務諸表」というものの作成が要求されています。

一般の投資家が株式を購入する機会の多い公開企業においては、会社ごとの成績よりも「企業グループ」としての成績の方が重要視されることが多いのです。

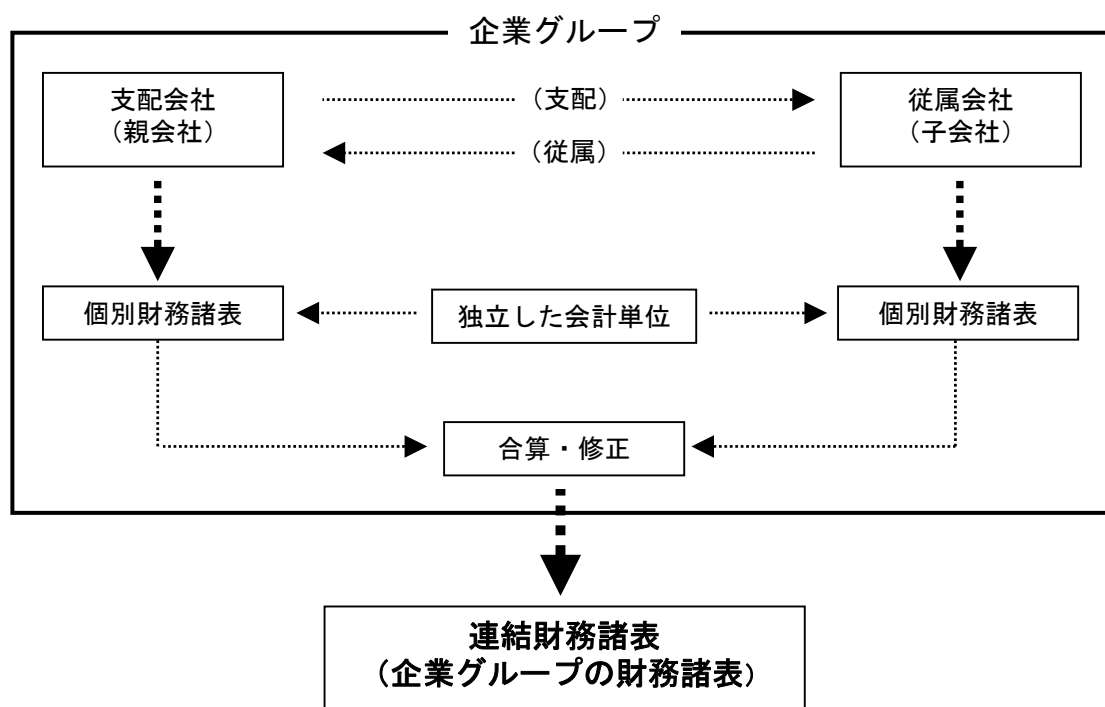
そこで、大規模な株式会社の経理を前提とした日商1級の試験では、「連結会計」の問題がよく出題されているのです。

本日のセミナーでは、「連結会計」の中でも最も基本的な部分しか紹介できませんが、「連結会計」や「連結財務諸表」という言葉を聞いたことのない方、あるいは、聞いたことはあるけど、よくわからないという方に、「連結会計」や「連結財務諸表」というものについて少しでも興味を持ってもらえればと思います。

I 連結財務諸表

【1】連結財務諸表とは

「連結財務諸表（Consolidated Financial Statement、連結F/S）」とは、支配従属関係にあると認められる2つ以上の会社からなる「企業グループ」の財政状態および経営成績などを報告するために、親会社が、「個別財務諸表」に加えて作成する財務諸表のことをいいます。また、「連結財務諸表」を作成するための会計手続を「連結会計」といいます。



連結財務諸表は、次の4つで構成されています。

- ① 連結貸借対照表（連結B/S）
- ② 連結損益計算書（連結P/L）
- ③ 連結株主資本等変動計算書（連結C/N，連結S/S）
- ④ 連結キャッシュ・フロー計算書（連結C/S，連結C/F）

細かい違いはありますが、個別財務諸表の構成と同じです。

●キーワード●

親会社	他の会社の意思決定機関（株主総会、取締役会など）を支配している会社。
子会社	他の会社に意思決定機関（株主総会、取締役会など）を支配されている会社。
企業グループ	親会社と傘下の子会社などからなる企業集団のこと。
連結財務諸表	企業グループ全体の経営成績、財政状態などを報告するための財務諸表。
連結会計	連結財務諸表を作成するための会計手続。

【2】なぜ作成するのか

企業グループの親会社は、なぜ、連結財務諸表を作成しなければならないのでしょうか？

連結財務諸表の作成目的には、次のようなことが考えられます。

- ① 株主その他の利害関係者（特に親会社の利害関係者）に対して、企業グループの財政状態や経営成績などの会計情報（連結情報）を開示する。
- ③ 支配従属関係にある会社の財務諸表監査を充実させ、事前に粉飾決算などを防止する。
- ④ 親会社の経営者に対して、経営管理上必要な会計情報を提供する（グループ経営）。
- ② 連結納税制度が導入された際に課税の合理化を図る（一部導入済み）。

●キーワード●

連 結 情 報	連結財務諸表上の会計情報。親会社は、親会社の株主から預かったお金を使って、子会社に投資をしているので、親会社の株主からすれば、親会社グループに投資をしていると考えることができます。したがって、親会社の株主は、親会社だけの成績よりも、子会社を含めた連結情報を重視する傾向があります。
グ ル ー プ 経 営	親会社の株主が連結情報を重視するので、経営者も企業グループ全体の成績を考えた経営が要求されることになります。
監 査	財務諸表が適正に作成されているかをチェックすること。大規模な株式会社は、公認会計士（CPA）の監査を受けることが義務づけられています。
粉 飾 決 算	会社の成績を実際よりもよく見せるように操作すること。 当然、粉飾決算はダメ！ 連結財務諸表が作成されるようになるまでは、親会社が子会社に売れ残りの商品を無理やり高い値段で売りつけることで、親会社の成績をよく見せることができましたが、連結財務諸表があれば、このような単純な手口での粉飾を防ぐことができます。

【3】連結会計の基礎概念…「親会社説」

連結財務諸表を作成するための基本的な考え方を「連結会計の基礎概念」といいます。理論上の考え方なので、様々な意見がありますが、そのなかでも特に基本となる考え方として「親会社説」と「経済的単一体説」という2つの意見があります。このうち、現在の会計基準では、連結財務諸表の主たる利用者が親会社の株主であることから、親会社の株主にとって有益な情報を提供するために「親会社説」の考え方を採用しているといわれています。「親会社説」とは、ちょっと乱暴な言い方をすれば、「**連結財務諸表は、親会社が親会社の株主のために作るもの**」という考え方です。実際の連結会計上の処理を理解する上で便利な言葉なので覚えておきましょう。（ただし、最近では、合併などの他の企業結合の取引との整合性から、「経済的単一体説」の考え方に基づいた処理が基準の中に取り入れられる傾向があります。）

【4】どこまで連結の範囲に含まれるか

連結の範囲（連結財務諸表の作成にあたって、含めなければならない会社）は、どうなっているのでしょうか？ 「連結財務諸表に関する会計基準」に規定されている内容をまとめると次のようになります。

原則：親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含める。

特則：子会社のうち次に該当するものは、連結の範囲に含めない。

(1) 支配が一時的であると認められる企業

(2) (1) 以外の企業であって、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業

容認：子会社であって、合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。

また、親会社および子会社についても次のように定義しています。

【参考】親会社・子会社の定義

1. 「親会社」とは、他の企業の意思決定機関機関を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。親会社および子会社または子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。
2. 「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りではない。
 - (1) 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。以下、同じ）の議決権の過半数（100 分の 50 超）を自己の計算において所有している企業
 - (2) 他の企業の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している場合であって、一定の要件に該当する企業
 - (3) 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、一定の要件に該当する企業

Ⅱ 連結財務諸表の作成

【１】個別財務諸表と連結財務諸表

個別財務諸表 → **正確な会計帳簿を基礎に作成**（正規の簿記の原則）

連結財務諸表 → 親会社および子会社の**個別財務諸表を基礎に作成**（基準性の原則）

【参考】連結会計期間と連結決算日

連結財務諸表は、親会社が親会社の個別財務諸表と合わせて作成するので、連結会計期間および連結決算日は、親会社の会計期間および決算日と同じになります。

親会社の会計期間＝連結会計期間
親会社の決算日＝連結決算日

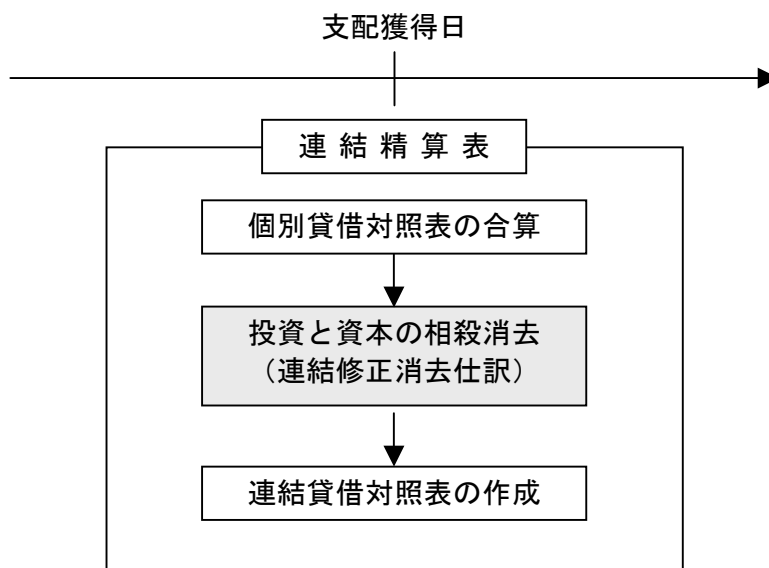
なお、子会社の決算日が連結決算日（＝親会社の決算日）と異なる場合には、子会社は原則として連結決算日に、正規の決算に準じる合理的な手続きにより決算を行わなければなりません。子会社の決算日と連結決算日との差異が３ヶ月以内であれば、子会社の正規の決算を基礎とした個別財務諸表を使って連結決算を行うことが認められています。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じた、連結会社間の取引にかかわる会計記録の重要な不一致（未達取引）について整理する必要があります。

【参考】会計処理の原則・手続きの統一

同一の環境下で行われた同一の性質の取引等については、親会社および子会社採用する会計処理の原則および手続きは、原則として統一することが要求されています。したがって、親会社と子会社の会計処理の原則および手続きが異なる場合には、連結財務諸表の作成にあたって、修正する必要があります。ただし、明らかに異なる環境で行われた取引（例えば、親会社は日本の会社、子会社は外国の会社の場合）や、異なる性質の取引（例えば、親会社は製造業、子会社はサービス業の場合）まで統一しなければいけないわけではありません。

【2】連結貸借対照表の作成

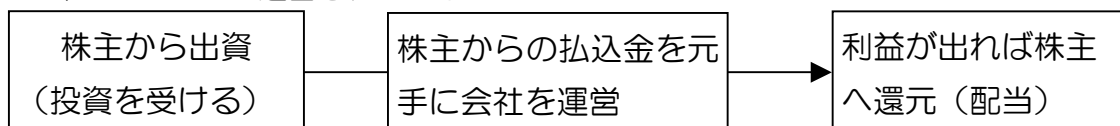
一方の会社が他方の会社の支配を獲得し、支配従属関係（親会社と子会社の関係）が成立した日から連結財務諸表を作成します。ただし、支配従属関係が成立した日（支配獲得日）には、連結財務諸表のうち連結貸借対照表のみを作成します。



【考えてみよう！】支配獲得日には、なぜ、貸借対照表だけを作成するの？

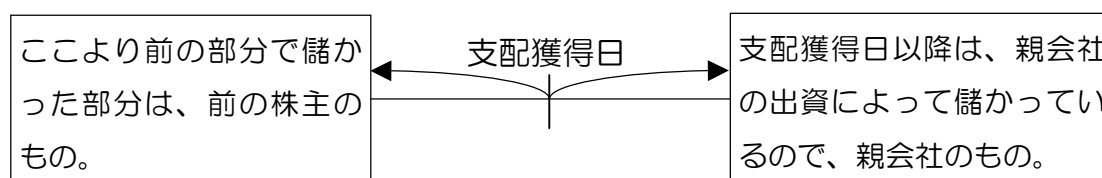
「会社は誰のものか？」というのは難しい問題ですが、ここでは理解しやすくするために、次のように考えてみます。

① 企業はどのように運営されているか？



② 会社にお金を出しているのは株主なので、会社は株主のものだと考えることができます。

③ 支配獲得日より前の利益は誰のもの？

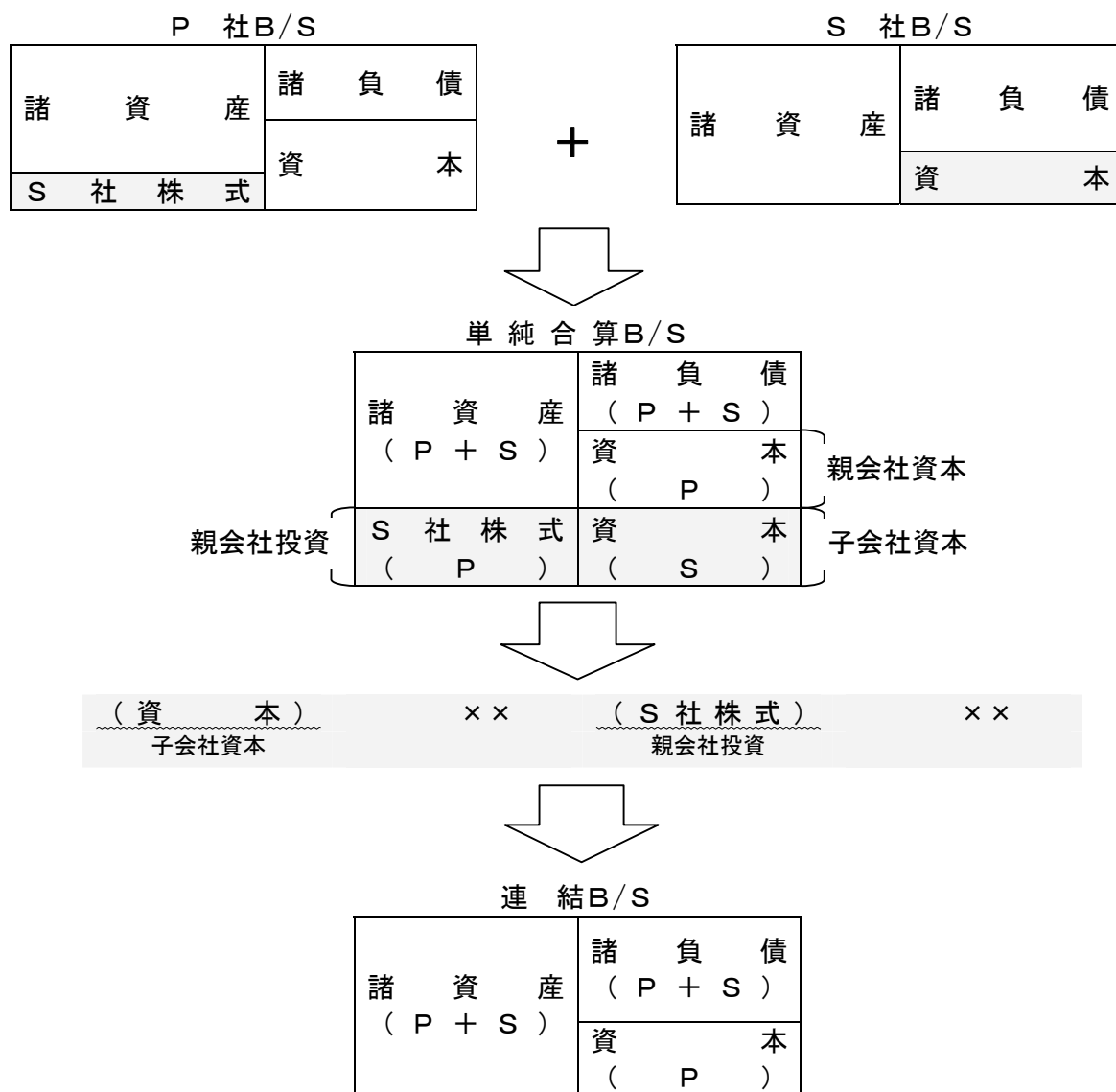


④ 支配獲得日より前の利益は、親会社のものではなく、前の株主のものになります。したがって、親会社や親会社の株主にとっては、支配獲得日より前の利益には関係がないので、連結損益計算書を作成する必要はなく、「連結貸借対照表だけがあればいい」ということになります。

【3】投資と資本（純資産）の相殺消去

連結貸借対照表は、親会社と子会社の個別貸借対照表を合算することにより作成します。ただし、単純に合算するだけでは、子会社に出資している親会社の投資勘定（子会社株式）と親会社から出資を受けている子会社の資本勘定（資本金など）が1つの貸借対照表の借方と貸方の両方に計上され、自分が自分に投資をしている状態になってしまいます。このような状態を投資と資本の二重計上といい、これを解消するために「投資と資本の相殺消去」を行います。

（注）親会社＝P社、子会社＝S社（以下同じ）

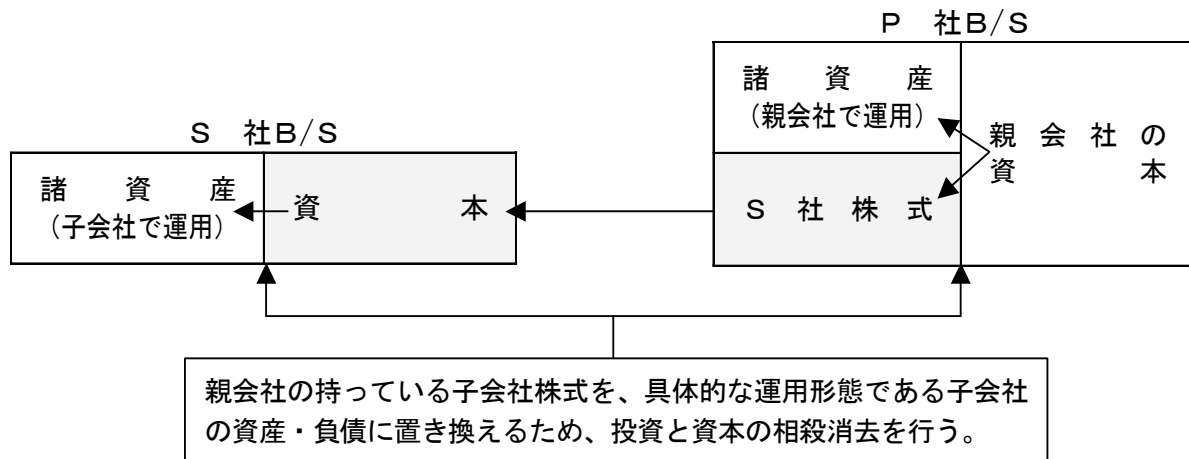


【考えてみよう！】支配獲得日の連結貸借対照表の資本

- ① 親会社の株主が親会社に出資したお金から子会社に出資されているので、支配獲得日には、親会社の株主にとっての資本は、親会社の資本だけになります。
- ② 次の決算からは、子会社の獲得した利益により増加した部分も親会社の株主のものとして、連結貸借対照表の資本の金額に含まれることになります。

【参考】投資と資本の相殺消去

支配獲得日において、親会社は子会社株式の取得によって、子会社の資産および負債を取得したと考えることができます。したがって、投資と資本の相殺消去は、親会社の持っている子会社株式（投資勘定）を、それに対応する具体的な内容である子会社の資産および負債に置き換えるために行うと考えることができます。簡単にするために負債を省略して、資産だけで考えると次のようになります。



設 例

①

P社は、×1年3月31日に、S社の発行済議決権株式総数の100%を500千円で取得し、支配を獲得した。×1年3月31日現在におけるP社およびS社の貸借対照表は次のとおりである。よって、×1年3月31日現在における連結貸借対照表を作成しなさい。

(資料)

貸 借 対 照 表

×1年3月31日現在

(単位：千円)

資 産	P 社	S 社	負 債・純資産	P 社	S 社
諸 資 産	1,000	800	諸 負 債	700	400
S 社 株 式	500	—	資 本 金	400	200
			利 益 剰 余 金	400	200
	1,500	800		1,500	800

《 考え方 》

連結貸借対照表は、個別貸借対照表を基礎として作成しますが、具体的な手順は、次のようになります。

- ① 親会社および子会社の財務諸表を単純合算 ⇒ 仕訳はしない
- ② 修正仕訳（親会社の投資と子会社の資本の相殺消去）
- ③ 上記の修正仕訳で差額（投資消去差額）が生じた場合には、その差額を「のれん」とする。
- ④ 単純合算した連結貸借対照表に相殺仕訳を加減して完成

単純合算 B/S

資 産	金 額	負債・純資産	金 額
諸 資 産	1,800	諸 負 債	1,100
S 社 株 式	500	資 本 金	600
		利 益 剰 余 金	600
	2,300		2,300

連結 B/S

資 産	金 額	負債・純資産	金 額
諸 資 産	1,800	諸 負 債	1,100
の れ ん	100	資 本 金	400
		利 益 剰 余 金	400
	1,900		1,900

【連結修正仕訳】

(資 本 金)	200	(S 社 株 式)	500
(利 益 剰 余 金)	200		
(の れ ん)	100		

【考えてみよう！】「のれん」とは？

- ① 「のれん」とは、企業の「超過収益力を資産計上したもの」といわれています。
- ② 「超過収益力」とは、他社に比べて高い収益を獲得する能力のことをいいます。
- ③ 「超過収益力」は、一般的に高いブランド・イメージや優れた技術力によって得られます。
- ④ 「超過収益力」があると、その会社または会社の一部である事業を欲しがる人が増えるので、会社または事業の価値が高く評価されます（会社の場合、株式の値段があがるなど）。
- ⑤ 会計上は、他の会社または事業を有償で取得（買収、合併、連結など）した場合に、取得した資産・負債の純額（連結の場合には、子会社の資本）よりも取得原価（連結の場合には、子会社株式の取得原価）が高くなるので、その差額が「のれん」として資産に計上されます。
- ⑥ 資産計上された「のれん」は、貸借対照表の「無形固定資産」に記載し、原則として「20年以内」のその効果が及ぶ期間にわたって償却します。

設 例

②

P社は、×1年3月31日に、S社の発行済議決権株式総数の100%を500千円で取得し、支配を獲得した。×1年3月31日現在におけるP社およびS社の貸借対照表は次のとおりである。よって、×1年3月31日現在における連結貸借対照表を作成しなさい。ただし、S社の諸資産の時価は900千円であり、評価差額には法定実効税率40%として税効果会計を適用する。

(資料)

貸 借 対 照 表

×1年3月31日現在

(単位：千円)

資 産	P 社	S 社	負 債・純資産	P 社	S 社
諸 資 産	1,000	800	諸 負 債	700	400
S 社 株 式	500	—	資 本 金	400	200
			利 益 剰 余 金	400	200
	1,500	800		1,500	800

《 考え方 》

- ① 支配獲得日には、子会社の資産・負債を時価に評価替えします。

投資と資本の相殺消去の本質は、親会社の持っている子会社株式を、連結会計上は子会社の持っている資産や負債に置き換えることにあります。別のいい方をすれば、親会社が子会社の株式を取得するということは、連結会計上は、親会社グループが子会社の資産・負債を取得したということになります。したがって、親会社グループが新たに取得した子会社の資産・負債は、取得したときの時価で評価されることになります。なお、この考え方は、合併などの企業結合会計におけるパーチェス法の考え方と同じです。(詳しくは1級で)

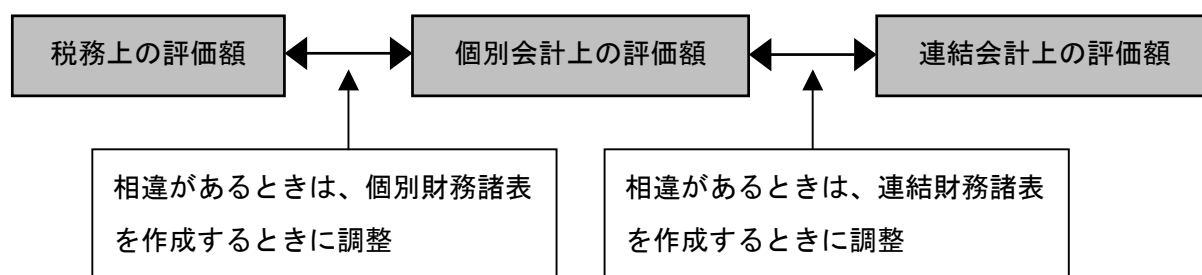
- ② 子会社の資産・負債を時価に評価替えし、評価替えによる評価差額は子会社の資本である「評価差額」として計上します。

- ③ ただし、評価替えによる評価差額は、すべてが株主のものになるわけではありません。実際に資産を時価で売却したら、利益に対して税金が取られてしまいます。したがって、株主のものになるのは、税金を差し引いた残りになります。税率が40%ならば評価替えによる差額のうち、40%分は後で払う税金なので「繰延税金負債」として負債の勘定で処理し、残りの60%分は株主のものなので「評価差額」として資本の勘定で処理します。

S 社 B/S

諸 資 産	800	諸 負 債	400	
	+100	繰延税金負債	40	←評価差額 100 円 × 40%
		資 本 金	200	
		利益剰余金	200	
		評 価 差 額	60	←評価差額 100 円 × 60%

- ④ なお、税効果会計とは、会計上の資産・負債の評価額と税務上の評価額に相違がある場合において、法人税等の額を適切に配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させるための手続きのことをいいます。個別会計において、調整が必要なものは、個別会計の時点で調整されているはずですが、連結会計において連結会計固有の修正をすることにより、個別会計上の資産・負債の評価額と連結会計上の評価額が異なる場合には、連結修正仕訳のときに税効果会計の仕訳も行う必要があります。（詳しくは1級で）



単純合算B/S			
資 産	金 額	負債・純資産	金 額
諸 資 産	1,800	諸 負 債	1,100
S 社 株 式	500	資 本 金	600
		利益剰余金	600
	2,300		2,300

連結B/S			
資 産	金 額	負債・純資産	金 額
諸 資 産	1,900	諸 負 債	1,100
の れ ん	40	繰延税金負債	40
		資 本 金	400
		利益剰余金	400
	1,940		1,940

【連結修正仕訳】

① 子会社の資産・負債の評価替え

(諸 資 産)	100	(繰 延 税 金 負 債)	40
		(評 価 差 額)	60

② 投資と資本の相殺消去

(資 本 金)	200	(S 社 株 式)	500
(利 益 剰 余 金)	200		
(評 価 差 額)	60		
(の れ ん)	40		

設 例

③

P社は、×1年3月31日に、S社の発行済議決権株式総数の80%を400千円で取得し、支配を獲得した。×1年3月31日現在におけるP社およびS社の貸借対照表は次のとおりである。よって、×1年3月31日現在における連結貸借対照表を作成しなさい。ただし、S社の諸資産の時価は900千円であり、評価差額には法定実効税率40%として税効果会計を適用する。

(資料)

貸 借 対 照 表

×1年3月31日現在

(単位：千円)

資 産	P 社	S 社	負 債・純資産	P 社	S 社
諸 資 産	1,000	800	諸 負 債	600	400
S 社 株 式	400	—	資 本 金	400	200
			利 益 剰 余 金	400	200
	1,400	800		1,400	800

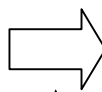
《 考え方 》

- ① 親会社の子会社株式のすべてを所有していない場合（部分所有といいます）には、子会社の資本のうち、親会社の持分は、投資と相殺消去し、差額が生じた場合には「のれん」を計上します。
- ② 子会社の資本のうち、残りの部分は、「少数株主持分」という科目に振り替えます。「少数株主持分」は、連結貸借対照表の純資産の部の最後に表示します。

これは、現在の連結会計では、「親会社説」の考え方を採用しているため、親会社の株主以外は、連結会計上は株主ではないと考えて、純資産の部の中の株主資本の科目（資本金など）を使って表示することは好ましくないと考えているからです。そこで、子会社に親会社以外の株主（少数株主といいます）が存在する場合には、子会社の資本のうち少数株主の持分を資本の各科目から控除して、他の科目（少数株主持分）に振り替えるのです。

S 社 資 本 金	200	160	40
利益剰余金	200	160	40
評 価 差 額	60	48	12
合 計	460	P 社の持分 80% 368	少数株主の持分 20% 92
		↑	↑
		投資 400 と相殺消去	「少数株主持分」へ振替え
		∴ のれん 32	

単純合算B/S			
資 産	金 額	負債・純資産	金 額
諸 資 産	1,800	諸 負 債	1,000
S 社 株 式	400	資 本 金	600
		利益剰余金	600
	2,200		2,200



連結B/S			
資 産	金 額	負債・純資産	金 額
諸 資 産	1,900	諸 負 債	1,000
の れ ん	32	繰延税金負債	40
		資 本 金	400
		利益剰余金	400
		少数株主持分	92
	1,932		1,932

【連結修正仕訳】

① 子会社の資産・負債の評価替え

(諸 資 産)	100	(繰 延 税 金 負 債)	40
		(評 価 差 額)	60

② 投資と資本の相殺消去

(資 本 金)	200	(S 社 株 式)	400
(利 益 剰 余 金)	200	(少 数 株 主 持 分)	92
(評 価 差 額)	60		
(の れ ん)	32		

☆ おわりに ☆

本日のセミナーはいかがでしたでしょうか？ 今回のセミナーでは、連結会計の中でももっとも基本となる「支配獲得日の連結貸借対照表」の作成手順までしか、紹介することはできませんでしたが、これを機会に、連結財務諸表というものに少しでも興味を持っていただければ幸いです。

もっと詳しく勉強してみたいという方は、ぜひ、1級の学習にチャレンジしてみてください。

連結会計だけでなく、今回のセミナーでは、チョットしか紹介できなかった、「税効果会計」や、合併や株式交換などの「企業結合会計」など、新しい分野の学習をたくさんすることができます。少し難しい勉強をすることもあります。その分、様々な場面で役に立つことがあるはずです。

ちょっと、話は変わりますが、今回のセミナーでも出てきた「のれん」や「少数株主持分」については、昔からその定義や具体的な会計処理をめぐって、様々な議論がなされてきました。このため、ここ15年くらいの間に何度も処理方法（科目名や表示場所など）が変更されているのです。企業を取り巻く経済環境が大きく変わるたびに、会計上のルールも変わり、そのたびに「のれん」や「少数株主持分」の扱いも変わってきました。最近では、会計基準のコンバージェンスを目的として、国際会計基準（IFRS）との調整を行い、平成20年12月に「企業結合に関する会計基準」や「連結財務諸表に関する会計基準」が公表され平成22年より適用されることになりました。これで、しばらくは落ち着くかなあと思われます。

ただし、企業を取り巻く経済環境が変われば、最適な会計処理も変わってきます。また、新たな取引やビジネス・モデルが出てくれば、それらに対応するために新しいルールを作る必要もあります。このように、会計上のルールというのは、いつまでも普遍的なものではなく、常に進化？しているってことを知ってください（一部には、昔のルールに戻ったりすることもあります）。が……）。

1級の勉強をするってことは、今のルールを覚えるだけではなく、その元にある考え方を理解し、時代が変わっても対応できるだけのスキルを身につけることなんだって思っています。